

平成 26 年度 障がい者グループホームの実態調査について

調査概要

1. 調査対象

平成 26 年 4 月 1 日時点で指定を受けている大阪府内グループホーム
406 事業所 （※グループホームは以下 GH と表記）

2. 調査時点

平成 26 年 7 月 1 日現在

3. 実施主体

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

4. 主な調査項目

- ・ 建物形態
- ・ 入居者の状況
- ・ 夜間の支援形態
- ・ 消防設備の設置状況 等

5. 回答率

大阪府 73%

大阪市 87%

有効回答住戸数 1245 住戸

6. 参考（全国調査結果）

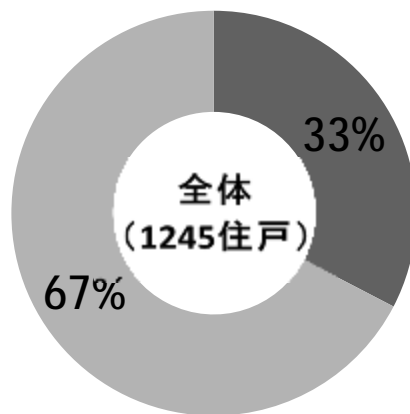
「障がい者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について」（平成 25 年 2 月 22 日障障地発 0222 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より引用

結果概要

1. 戸建て型GHと共同住宅型GHの割合

- 戸建て型：406戸(33%)
- 共同住宅型：839戸(67%)

■ 戸建て ■ 共同住宅

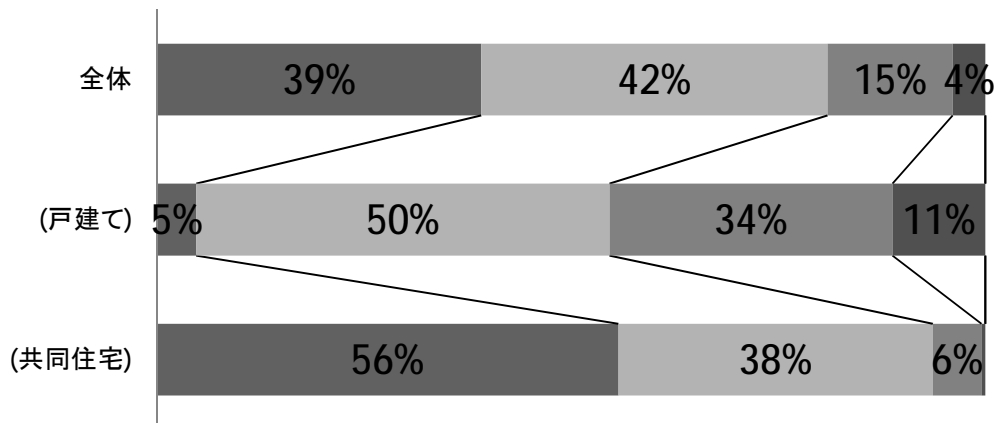


大阪府内では共同住宅型の割合が高い（全国調査との比較）
※全国調査：戸建て型 63%、共同住宅型 31%

2. 入居者数の割合

- 比較的小規模（入居者4人以下）のGH：全体の81%
（入居者4人以下のGH：戸建て型 55% 共同住宅型 94%）

■ 1~2人 ■ 3~4人 ■ 5~6人 ■ 7人以上

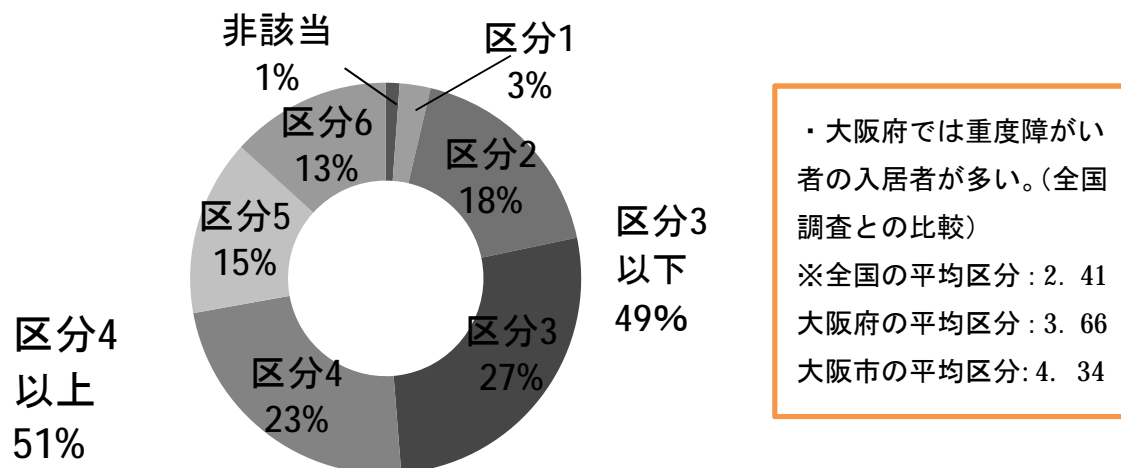


大阪府では、小規模GHが大半。
入居者4人以下 81%
入居者6人以下 96%

3. 入居者の障がい支援区分

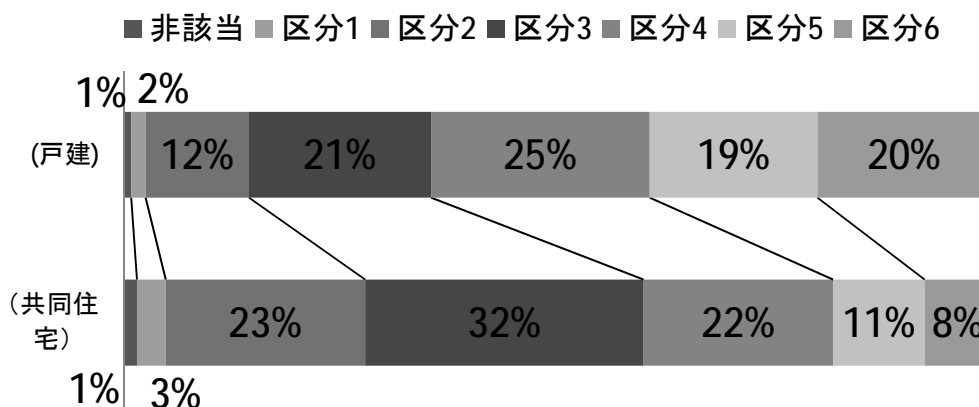
○入居者の平均障がい支援区分 3.66 (戸建型 4.07 共同住宅型 3.32)

○区分4以上の入居者：全体の51%(全国調査：25.2%)



| | 平均区分 | 区分4以上 |
|------|------|-------|
| 全体 | 3.66 | 51% |
| 戸建て | 4.07 | 64% |
| 共同住宅 | 3.32 | 41% |
| ※全国 | 2.41 | 25.2% |

(戸建・共同住宅別)



- ・戸建型においては、より重度の障がい者の割合が高い。
- ・大阪府では、従前より重度障がい者の地域での生活支援を進めてきた背景がある。

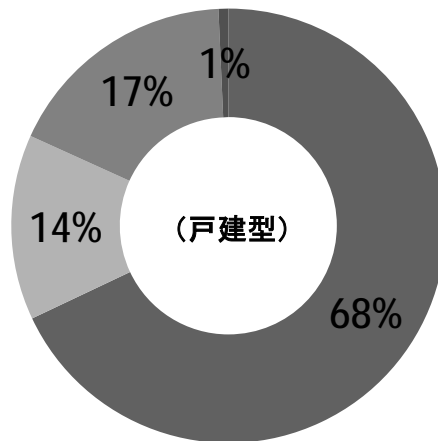
4. 利用建物の所有関係

○全体：賃貸物件：87%

全国調査（賃貸71%、自己所有29%）

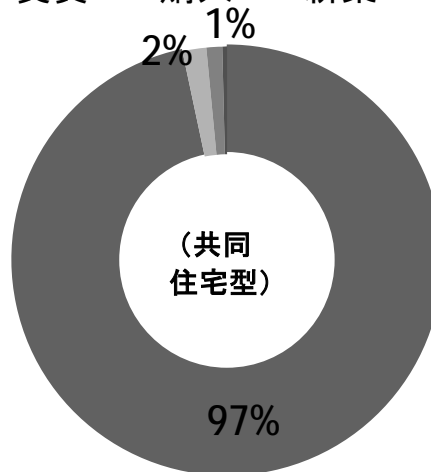
（戸建型）

■賃貸 ■購入 ■新築 ■不明



（共同住宅型）

■賃貸 ■購入 ■新築

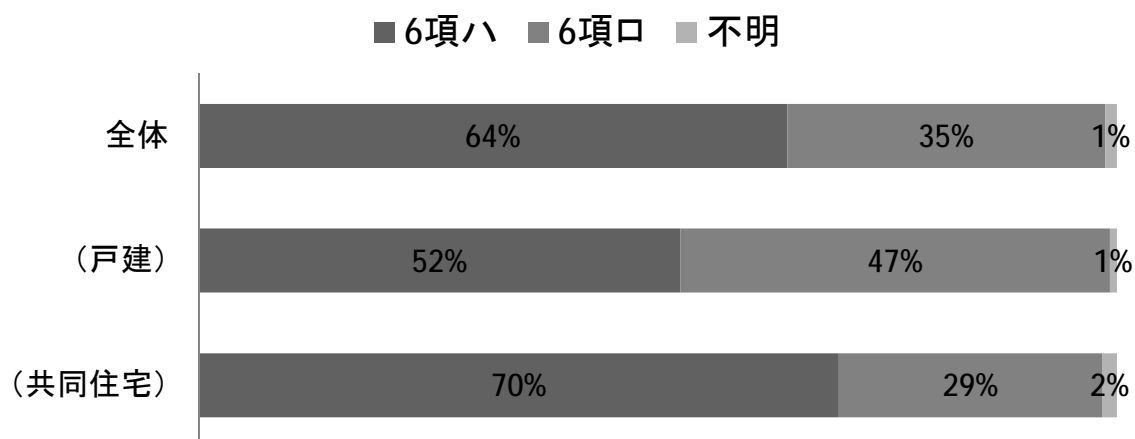


- ・大阪府内では、賃貸物件の割合が高い（87%）。（全国調査71%）
- ・賃貸物件においては、スプリンクラー設置にあたって家主の承諾が得られないケースが多く、設置する上での問題点になる。

5. 消防法施行令区分

○障がい支援区分4以上の重度障がい者が8割を超えるGH(6項口に該当)は全体の35%(431件)

※これら物件は6項口に該当、原則スプリンクラー設置義務が生じる。



大阪府内では、6項口の割合が高い。35%(431件)

※全国調査 6項口 11.4%(1,752件)

6. スプリンクラー(SP)の設置率

○6項口かつ面積275㎡未満のGHのスプリンクラー設置率:4%

特に、共同住宅型に限れば、設置率1%

| スプリンクラー設置率 | 全体 | 戸建て | 共同住宅 |
|-----------------------|----|-----|------|
| 全住戸SP設置率 | 5% | 10% | 3% |
| (うち6項口GHのSP設置率) | 8% | 15% | 2% |
| (うち面積275㎡未満のGHのSP設置率) | 4% | 7% | 1% |

- ・現状においては、府内の殆どのGHでスプリンクラーが設置されていない。
- ・一般の住宅をそのまま活用しているケースがほとんどであることから、費用や建物構造の面などの障壁が多い。

7. 利用建物の面積規模について（6 項口のみ）

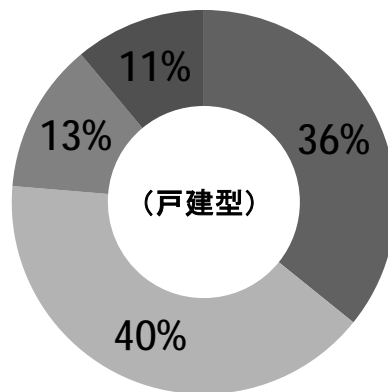
○戸建て型GH

面積規模 100 m²未満の住居が 36%

面積規模 200 m²未満の住居が 76%

（戸建て型）

■ 100m²未満 ■ 100m²以上 ~200m²未満 ■ 200m²以上 ~275m²未満 ■ 275m²以上



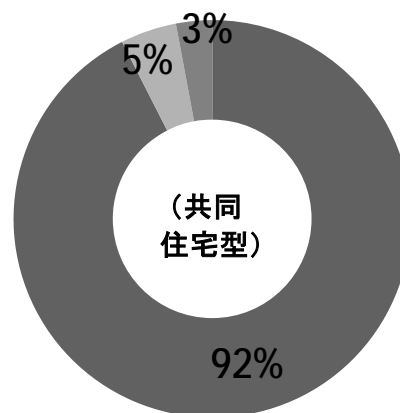
100 m²未満 36%
100 m²以上 64%

○共同住宅型GH

面積規模 100 m²未満の住居が約 9 割

（共同住宅型）

■ 100m²未満 ■ 100m²以上 ~150m²未満 ■ 150m²以上



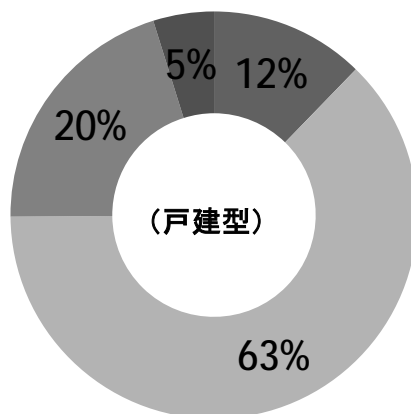
大阪府内のGHは、面積規模が比較的小さいと言える。

8. 戸建型GHの階数と建物構造について(6項口のみ)

○戸建型 平屋建て：12% 2階建て：63%
3階建て：20% 4階建て：5%

建物の階数について

■1階 ■2階 ■3階 ■4階



特に建物密集地の多い大阪市は3, 4階戸建GHが多い。(41%)

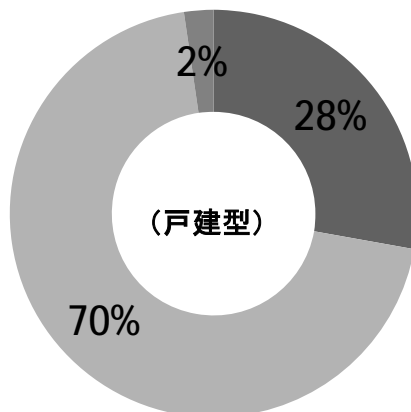
| | |
|----|-----|
| 1階 | 4% |
| 2階 | 54% |
| 3階 | 29% |
| 4階 | 12% |

建物の構造について (6項口のみ)

○戸建型 木造 70% 鉄筋・鉄骨 28%

建物の構造について

■鉄筋・鉄骨 ■木造 ■不明



6項口の戸建てGHのうち木造かつ2階建て以上のGHは、62%

※「不明」は集計から除く

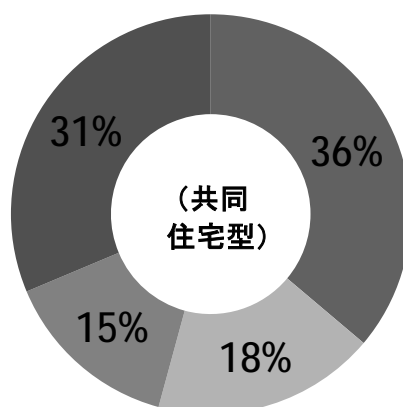
9. 共同住宅型GHの階数と建物構造について(6項口のみ)

○共同住宅型 36%が避難階、約7割(69%)が3階以下に入居

入居階について

■ 1階 ■ 2階 ■ 3階 ■ 4階 以上

4階以上 31%
(5階以上 18%)
高層階に設置されているケースも多い。

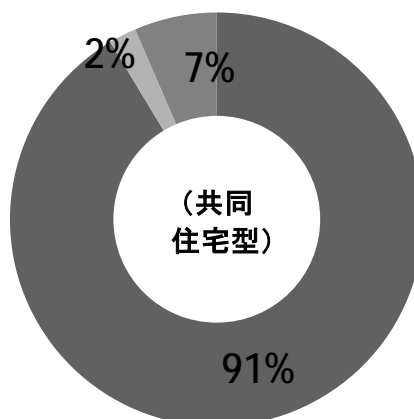


建物の構造について (6項口のみ)

○共同住宅型 鉄筋・鉄骨 91% 木造 2%

建物の構造について

■ 鉄筋・鉄骨 ■ 木造 ■ 不明



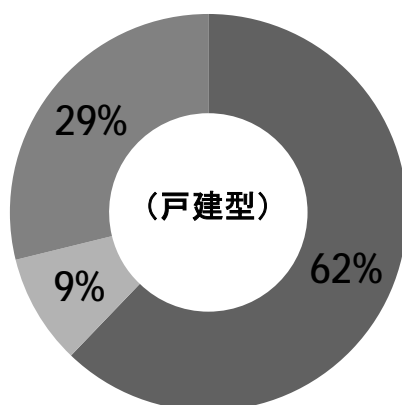
10. 戸建型GHのバルコニー設置状況（6項口・2、3階建てのみ）

○全階にバルコニーが設置されているGH：全体の62%

（2階建⇒2階に設置あり 3階建⇒2階・3階に設置あり）

○残りの38%については、建物の一部階のみの設置または、設置なし

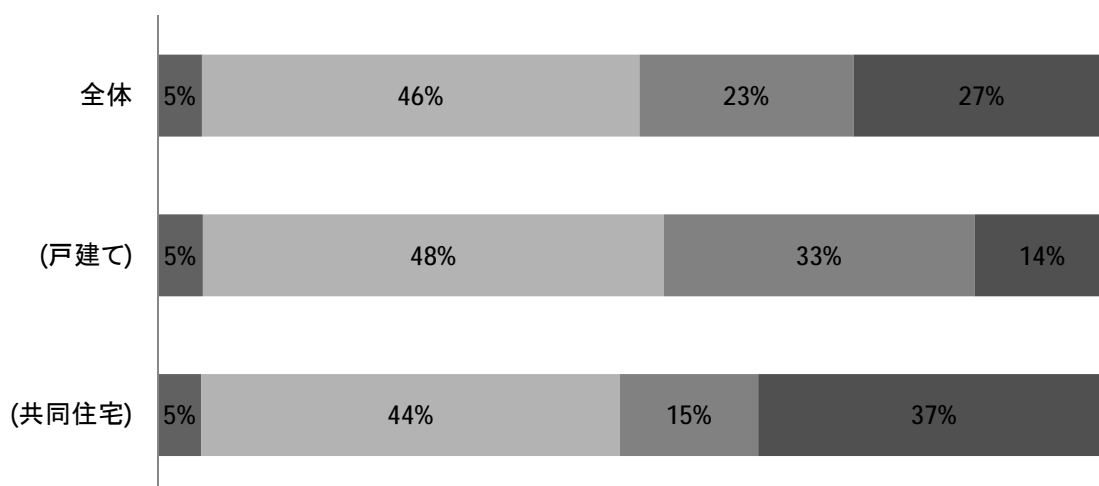
■ 全階に設置あり ■ 一部階のみ ■ 設置なし



11. 夜間支援体制（6項口のみ）

○全体としては、「3:1~4:1」の配置が46% 「5:1~6:1」の配置が23%

■ 1:1~2:1 ■ 3:1~4:1 ■ 5:1~6:1 ■ 7:1以下

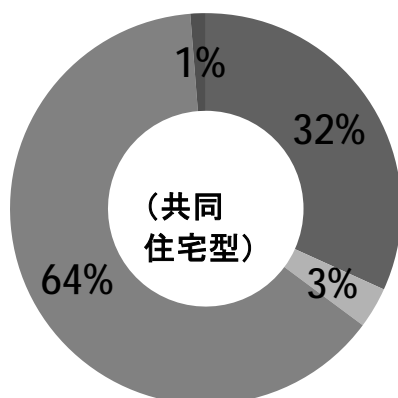


- ・ 6項口のGHでは、手厚い夜間支援体制により運営されている。
- ・ 特に戸建型では、86%の住居で「6:1」以上の配置。

12. 共同住宅型GHの利用形態について（6項口のみ）

- 共同住宅型の64%が公営住宅
民間マンションの割合は32%

■ マンション ■ アパート ■ 公営住宅 ■ UR

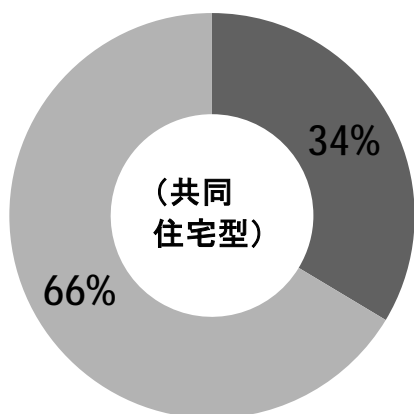


大阪府では、公営住宅においてもスプリンクラー設置の想定がされていない。水圧、水道管径等、設置についての構造上の問題が多い。

13. 店舗入りGHの割合（6項口のみ）

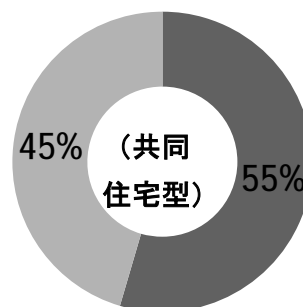
- 全体（6項口+6項ハ）で店舗入りの物件：254件/839件（30%）
- 6項口GHにおいて、店舗入りの物件：81件/241（34%）

■ 店舗あり ■ 店舗なし



(大阪市)

■ 店舗あり ■ 店舗なし

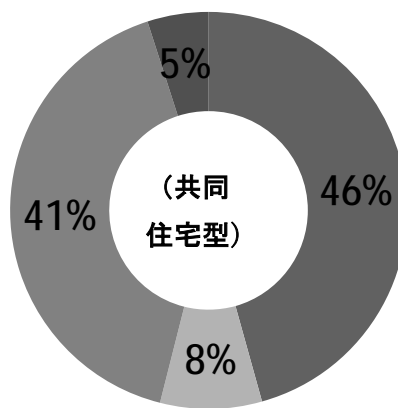


大阪市では、特に店舗入り物件の割合が高い。

14. 共同住宅型の廊下等の形態について（6 項口のみ）

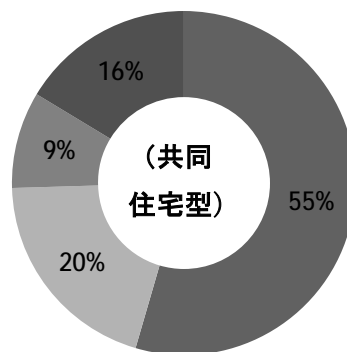
- 開放型（各住戸の玄関が外気に開放された廊下に面している住宅）：46%
- 中廊下型（真ん中が廊下で各住戸が両側に並んでいる住宅）：8%
- 階段室型（階段の両側に住戸が積み上がる住宅）：41%

■ 開放型 ■ 中廊下型 ■ 階段室型 ■ 不明



(大阪市)

■ 開放型 ■ 中廊下型 ■ 階段室型 ■ 不明



大阪市では、中廊下型が 20% を占める。

府全体では、多くの公営住宅を活用していることがあり、階段室型・中廊下型が約半数を占める。

15. まとめ

障がい者GHは、障がい者が地域で生活するための「住まいの場」であり、一般の賃貸住宅や公営住宅をそのまま活用して設置されるケースがほとんどである。面積、入居人数ともに小規模のものが多く、構造においても、高齢者の認知症GHのような施設仕様として建設されたものではなく、一般住宅を活用した形態が主となっている。

障がい者GHにスプリンクラーを設置するためには、既設の住宅に設置する構造上の問題や階数による水圧の確保等の問題が想定される。また、賃貸住宅では家主の承諾、共同住宅では近隣住戸との調整などが必要であり、設置が困難である場合が多い。

さらに、費用の観点からもGH運営法人に多大な負担が生じる。

GHにおける安全対策の充実は重要であり、GH運営法人においても、スプリンクラーの有効性は認識されつつあるが、前述のような障がい者GHの実情を鑑みれば、対応は極めて難しく、設置は円滑に進まないものとする。

以上を踏まえ、一定の規模以下の障がい者GHにおいては、設置が困難なスプリンクラーに代わる方策として以下のような安全対策の検討が必要であると考えられる。

- ・設備面・・・自動火災報知設備と火災通報装置の連動、家庭用自動消火装置の開発・設置、カーテン・カーペット・寝具等の防炎化、内装の難燃化・不燃化など。
- ・運用面・・・入居者人数の制限、消防計画の作成、防火管理者の選任等による防火管理の徹底。
夜間支援体制の充実や、避難訓練等による入居者の避難所要時間の短縮等の安全対策の充実など。

今後も障がい者が地域で安心して暮らすための施策を積極的に推進していくことが求められており、障がい者グループホームは、そのための重要な施策であることから、入居者の安全対策については、多面的な要素からの取組が必要であると考えられる。